

平成21年分 確定申告

～上場株式等の配当等・譲渡所得等について～

上場株式等の配当等に係る配当所得の申告分離選択課税の創設

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主等が支払を受けるものを除きます）に係る配当所得については、総合課税のほかに、申告分離課税を選択することができることとされました。^(注1)

なお、適用に当たっては、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択^(注2)して適用することとなります。

（注1） 申告分離課税の適用を受けようとする場合には、その旨の記載のある確定申告書を提出する必要があります。

（注2） 申告分離課税の適用を受ける場合にも、総合課税の適用を受ける場合と同様に、申告不要の特例を適用することができます。

※注意事項

- ・ 申告分離課税の選択は、申告する上場株式等の配当等に係る**配当所得の全額について**しなければなりません。
- ・ 申告分離課税を適用した上場株式等の配当等に対しては、**配当控除の適用はありません**。

上場株式等に係る配当等の軽減税率の特例

上場株式等に係る配当等に対する10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率の特例が平成20年12月31日をもって廃止されました。

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、15%（他に地方税5%）の税率により、源泉徴収が行われます。

ただし、特例措置として、個人（大口株主を除きます。）が平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、引き続き、7%（他に地方税3%）の軽減税率が適用されます。

上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例

上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する10%（所得税7%、住民税3%）の軽減税率の特例が平成20年12月31日をもって廃止されました。

ただし、特例措置として、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に上場株式等の譲渡をした場合の上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、引き続き、7%（他に地方税3%）の軽減税率が適用されます。

上場株式等に係る譲渡損失と上場株式等に係る配当所得との損益通算及び繰越控除制度の創設

平成21年分以後の所得税の確定申告において、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合、又はその年の前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、これらの上場株式等に係る譲渡損失の金額は、一定の要件の下、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することとされました。（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします）。

また、上記の控除をしてもなお、上場株式等に係る譲渡損失の金額がある場合には、一定の要件の下、翌年以後3年間にわたり、各年分の申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額から控除することができます（前年以前に既に控除した部分を除きます）。

※注意事項

・上記の規定は、申告分離課税を選択した場合限り適用することができます。

配当等について、総合課税により申告した場合は損益通算できません。

・平成20年以前の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で平成21年以後に繰り越されるものについても、平成21年以後の各年分の上場株式等に係る配当所得の金額から控除することができます。

上場株式等の配当等に関する課税関係

上場株式等の配当等に関する課税関係の主な部分を整理すると、次のとおりです。

	確定申告をする		確定申告をしない (確定申告不要制度適用)
	総合課税を選択	申告分離課税を選択	
借入金利子の控除	あり	あり	なし
税率	累進税率	所得税 7%(15%) 地方税 3%(5%) (※1)	所得税 7%(15%) 地方税 3%(5%) (※1)
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり	なし
扶養控除等の判定	合計所得金額に含まれる	合計所得金額に含まれる (※2)	合計所得金額に含まれない

※1 平成24年1月1日以後に支払を受けるべきものについては、()内の率になります。

※2 上場株式等に係る譲渡損失と申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との損益通算の特例の適用を受けている場合にはその適用後で、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の適用を受けている場合にはその適用前の金額になります。

～参考～

株式等の配当を受けたときの課税

1 配当所得とは

配当所得とは、株主や出資者が法人から受ける配当や投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外のもの)及び特定受益証券発行信託の収益の分配などに係る所得をいいます。

2 所得の計算方法

配当所得の金額は、次のように計算します。

収入金額(源泉徴収される前の金額)－株式などを取得するための借入金の利子
＝配当所得の金額

(注) 収入金額から差し引くことができる借入金の利子は、株式など配当所得を生ずべき元本のその年における保有期間に対応する部分に限られます。

なお、譲渡した株式に係るものや確定申告をしないことを選択した配当に係るものなどについては、収入金額から差し引くことはできません。

3 総合課税

総合課税とは、各種の所得金額を合計して所得税額を計算するというものです。

総合課税を対象とした配当所得については、一定のものを除き配当控除の適用を受けることができます。

4 確定申告不要制度

配当所得のうち、一定のものについては確定申告をしなくてもよいこととされています。これを「確定申告不要制度」といいます。

確定申告不要制度の対象となる配当等は、主に次のとおりとなっていますが、この制度を適用するかどうかは、1回に支払を受けるべき配当等の額ごとに選択することができます。

なお、確定申告不要制度を選択した配当等に係る源泉徴収税額は、その年分の所得税額から差し引くことはできません。

- イ 上場株式等の配当等の場合(大口株主等が受ける場合を除きます。)原則として、確定申告を要しません。
- ロ 上場株式等以外の配当等の場合
一回に支払を受けるべき配当等の金額が10万円に配当計算期間(注)の月数を乗じ12で除した金額以下である場合には、確定申告を要しません。

(注) 配当計算期間が1年を超える場合には、12月として計算します。また、配当計算期間に1月に満たない端数がある場合には、1月として計算します。

(注1) 上記の「上場株式等」の配当等に係る源泉徴収税率の特例措置及び確定申告不要制度には、公募証券投資信託(公社債投資信託を除きます。)及び特定投資法人の投資口の配当等も含まれます。

(注2) 私募公社債等運用投資信託及び特定目的信託(社債的受益権に限ります。)の収益の分配については、15%(他に地方税5%)の税率による源泉徴収だけで納税が完結する源泉分離課税の対象とされています。

株式等を譲渡したときの課税(申告分離課税)

1 株式等の譲渡益課税

株式等を譲渡した場合は、他の所得と区分して税金を計算する「申告分離課税」となります。

また、特定口座制度(金融商品取引業者等が年間の譲渡損益を計算)が設けられており、この特定口座での取引については、源泉徴収口座か簡易申告口座を選択することができます。更に、源泉徴収口座内における年間取引の譲渡損益については、原則として、確定申告をする必要はありません。ただし、他の口座での譲渡損益と相殺する場合や上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告をする必要があります。

2 株式等の譲渡所得等(譲渡益)の金額の計算

総収入金額(譲渡価額) - 必要経費(取得費 + 委託手数料) = 株式等に係る譲渡所得等の金額